

入貢せしめ、業經に福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴き叩き<sup>めかつ</sup>て聖禱<sup>せいのだい</sup>を祝らしめて案に在り。

茲に国に還るの期に当たれば、例として応に船を撥して接回すべし。此れが為に特に都通事の鄭元広等を遣わし、梢役共に八十九員名を帶領せしめ、海船一隻に坐駕し、前みて福建に至り、恭しく皇上の勅書・欽賜の物件を迎え、併びに京より回るの使臣の毛種美・蔡士俊・鄭思恭<sup>うづげと</sup>を接り、閩に在るの存留通事の陳元輔等と与<sup>とも</sup>に国に還らしめんとす。

但だ、差する所の員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の礼字第三百三号半印勘合の執照一道を給発して存留通事の毛發榮<sup>まうはつじやう</sup>等に付し、収執して前去せしむ。凡そ遇う所の閩津及び沿海の巡哨官軍は驗実して即便に放行し、留難して沮滯するを得る母からしめよ。

須らく執照に至るべき者なり。

計開す。

在船都通事一員 鄭元広 人伴四名

在船使者二員 <sup>(2)</sup> 武世英 人伴八名

<sup>(3)</sup> 李作信

存留通事一員 毛發榮 人伴六名

管船夥長・直庫二名 金世宝 <sup>(4)</sup> 金永保 <sup>(5)</sup>

水梢共に六十五名

右の執照は存留通事毛發榮等に付す。此れに准ぜられよ

咸豐三年（一八五三）八月十五日

注（1）毛發榮 屋嘉比親雲上（『家譜（二）』蔡呈書の譜、三四九頁）。『宝案』では咸豐三年の存留通事のほか、咸豐十年の朝京都通事（第三集卷三）、同治三年の結状では正議大夫（第三集卷一〇）として名がみえる。

（2）武世英 『宝案』では咸豐三年の在船使者のほか、同治三年の結状に紫巾官奥原親方（第三集卷一〇）として名がみえる。

（3）李作信 咸豐三年の在船使者。

（4）金世宝 嘉慶七〜同治六年（一八〇二〜六七）。豊里里之子親雲上。久米村系金氏（安波連家）十五世。道光十年、読書習礼のため福建に赴き、翌年帰国。十八年の冊封のときには評価司として公務をこなし、二十六年には読書副師を勤めた。咸豐三年に接貢の総管（管船夥長）となる。咸豐五年に都通事、八年に中議大夫に陞る（『家譜（二）』九四頁）。

（5）金永保 咸豐三年（卷一九四）、五年（卷一九七）、七年（卷一九九）の管船直庫。

## 2-194-12

琉球国中山王世子尚泰より、八重山漂着の中国人苦力林王などを搭載した護送船の派遣に当たり、関係当局へ便宜供与要請のため、都通事鄭嘉政等に付した護照（執照）

（咸豐三《一八五三》、八、十五）

琉球国中山王世子尚（泰）、護照を給発して以て閩津に憑らし

め、以て難人を送る事の為にす。

照らし得たるに、福建民人の林王等三百八十名は、咸豊二年二月十九日に於て本国属島の八重山に漂収す。郷を離れること日久しく、情、実に憐れむべし。

応に即ち<sup>た</sup>に聖祖仁皇帝の諭旨に欽遵し、早きに及んで護送して閩に到らしむべし。但だ、該難人は暎夷と船に在りて互いに人命を傷つけ、巨岬<sup>い</sup>多端あり。若し遽<sup>に</sup>かに該難人を將て内地に護送したれば、誠に恐るらくは、暎船再た来たりて訪拿せんとするも踪無ければ、勢い必ず怒を発して、罪を示さん。

業<sup>す</sup>経に福建布政使司に咨請し、妥<sup>ほ</sup>為く查辦せしめ、兩院に転詳し、敝国より船を撥して護送し、以て事無きを得さしむ。随いで情に抛りて查辦し、例に照らして護送するを示覆せらるるを蒙りて案に在り。

茲に経<sup>す</sup>に先後して拿<sup>と</sup>え回<sup>か</sup>りたる難人八十名、鎗斃・縊死するもの六名、病故するもの二十三名を除き、又、大疫流行して先後して身故せる者九十二名、縊死する者四名を除くの外、現に在るの一百七十五名は、海船二隻に分駕して解送せんとして、特に都通事の鄭嘉政等を遣わし、海船一隻に坐駕し、梢役共に六十七員名を率領し、難人林王等一百五名を護送し、前<sup>す</sup>みて閩省に至らしめんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の礼字第三百四号

半印勘合の執照一道を給発して都通事の鄭嘉政等に付し、収執して前去せしむ。如<sup>も</sup>し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遲滞するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す。

福建省漳州府龍溪縣人

林王 王成 王平 黄成 陳追 楊非 歐埔 吳文良  
帝棋 黄切 林合 李経 林溪 陳取 張正明 郭好  
李淫 王井 盧癸

泉州府同安縣人

吳烈 陳意 林得 林来 洪計 廖来信 吳存 王寬  
林水 徐吉 蔡鑾 吳海 郭信 許兩 林豈 方車  
陳吉 趙忠 陳大 王波 蔡賢 林教 張宰 陳到  
王慶 李拳 王入 王瑤 陳甲 吳順 孫鑿 吳貴  
陳園 呂偕 劉杓 陳賢 陳註 陳出 蘓輦 蘓蛇  
許端 李万 陳立 邵小 劉飲 林倉 郭茂 李阜  
陳故

泉州府南安縣人

黄有 吳江 卓竹 吳禁 陳来 吳呈 林才 吳北  
吳孔 卓燬 吳達 蔡伯祿 洪螺 黄文 王致 吳士  
許六 盧前 卓現 蔡江 卓義 林福 林占 卓研  
李岫 李闖 呂元 陳買 蔡福 連<sup>3</sup>己 王七 吳早

陳優 洪騫 褚送 葉送

汀州府龍江県人

蘇章

以上、共計するに一百五名

護送都通事一員 鄭嘉政 人伴四名

司養贍大使一員 向開元 人伴四名

管船夥長・直庫二名 孫文和 楊振芳

水梢共に五十五名

右の執照は都通事鄭嘉政等に付す。此れに准ぜられよ

咸豊三年（一八五三）八月十五日

注（1）巨衅多端 大騷擾が多く発生すること。

（2）咨請 咨文（同等官庁相互の往来文書）で要請する。

（3）連己 底本（鎌倉本）では「連己」、「二九二二五」、台湾本では「連己」とある。

（4）護送都通事 漂着した人びとを護送するために派遣された通訳官。

（5）司養贍大使 養贍は養育する、扶養するの意。漂着中国人を護送する際の世話役。

（6）向開元 諸見里親雲上（『家譜（二）』魏掌治の譜、四七頁）。咸豊三年の司養贍大使。『宝案』では咸豊五年の在船使者（巻一九七）としても名がみえる。

（7）孫文和 嘉慶十二年（一八〇七）？。安座間通事親雲上。久米村系孫氏（安座間家）八世。道光十三年、読書習礼のため福建に赴く。咸豊二年、八重山漂着の中国人護送に際し総管（管

船火長）となり、六年に進貢二号船の総管、同治五年の冊封に

際して巡検中取（惣横目）を務める（『家譜（二）』四五五頁）。

（8）楊振芳 咸豊三年（巻一九四）、八年（巻二〇〇）、十年（第三集巻三）の管船直庫。

## 2-194-13

琉球国中山王世子尚泰より、八重山漂着の中国人苦力陳昌などを搭載した護送船の派遣に当たり、関係当局へ便宜供与要請のため、都通事王家錦等に付した護照（執照）

（咸豊三《一八五三》、八、十五）

琉球国中山王世子尚（泰）、護照を給発して以て閩津に憑らしめ、以て難人を送る事の為にす。

照らし得たるに、福建の民人陳昌等三百八十名は、咸豊二年二月十九日に於て本国属島の八重山に漂収す。郷を離ること日久しく、情、実に憐れむべし。

応に即ちに聖祖仁皇帝の諭旨を欽遵し、早きに及んで護送して閩に到らしむべし。但だ、該難人は暎夷と船に在りて互いに人命を傷つけ、巨衅多端あり。若し遽かに該難人を將て内地に護送したれば、誠に恐るらくは、暎船再た来たりて訪拿せんとするも踪無ければ、勢い必ず怒を発し罪を示さん。

業経に福建布政使司に咨請し、妥為く查辦せしめ、両院に転詳し、敝国より船を撥して護送し、以て事無きを得さしむ。随いで